

令和 7 年度 松本神戸線旅行商品助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、信州まつもと空港を発着する松本神戸線を利用した旅行商品の提供を促し、信州まつもと空港の利用促進を図るため、当該旅行商品を企画・販売する旅行業者の広告宣伝に要する費用の一部を、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象及び助成額）

第 2 第 1 に規定する助成金の対象及び額は、次の表のとおりとする。

助成対象	旅行業法第 3 条の登録を受けている旅行業者が企画・販売する 2025 年 7 月 1 日から 2025 年 10 月 25 日までの松本神戸線を利用した旅行商品であって、関西を起点とし、長野県内を周遊し長野県内に宿泊する旅行商品の広告宣伝費
助 成 額	○広告宣伝費用 商品造成をいただき、販売実績（往路搭乗人数＋復路搭乗人数）が 20 席以上の場合、1 社につき、20 万円を助成する。ただし、対象経費額が 20 万円を下回る場合は、当該経費を上限とする。

（助成金の交付条件）

第 3 助成金の交付を受けた旅行業者は、対象となった旅行商品の企画、実施及び販売に関する帳簿及び証拠書類を、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、5 年間保管しておかなければならない。

2 助成金交付の対象となる旅行商品の事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに信州まつもと空港利用促進協議会長（以下「会長」という。）に申請して、その承認を受けなければならない。

（助成金の交付申請）

第 4 助成金の交付申請をしようとする旅行業者は、松本神戸線旅行商品助成金交付申請書（様式第 1 号）を、当該旅行商品の企画案等と併せて、会長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、催行予定月の前月 20 日までとする。但し、2025 年 7 月催行分は、催行前日までとする。

3 第 1 項の申請書を提出するにあたって、当該助成事業に係る仕入れに係る消費税相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費

税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第 5 会長は、第 4 の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査、確認し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付決定をし、申請者に通知するものとする。

（中止（廃止）承認申請）

第 6 第 3 第 2 項の規定による承認の申請は、松本神戸線旅行商品助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第 2 号）を提出して行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第 7 助成金の交付申請をした旅行者は、松本神戸線旅行商品助成事業交付申請取下書（様式第 3 号）を、第 5 の通知を受領した日から 15 日以内に会長に提出することをもって申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

（実績報告書等）

第 8 助成金の交付決定を受けた旅行者が事業を完了したときは、松本神戸線旅行商品助成事業実績報告書（様式第 4 号）と添付書類（様式第 4 号に記載）を併せて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の書類の提出があったときは、当該実績報告に係る書類を審査、確認し、適正と認められる場合は、助成金額を確定し、申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の書類の提出期限は、催行翌月末又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の 11 月 12 日のいずれか早い日とする。

4 第 4 第 3 項ただし書きによる交付の申請をした助成対象者は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合は、これを助成金から減額して報告しなければならない。

5 第 4 第 3 項ただし書きによる交付の申請をした助成対象者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費

税額の確定に伴う報告書（様式第5号）により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（助成金の交付請求）

第9 助成金の額の確定を受けた旅行業者が助成金の支払いを受けようとするときは、松本神戸線旅行商品助成金請求書（様式第6号）を、第8第2項の通知を受領した日から30日以内に会長に提出するものとする。

（助成金の返還）

第10 旅行業者がこの要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

（書類の提出部数）

第11 この要綱により、会長に提出する書類の部数は1部とする。

（雑則）

第12 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

（適用期日）

1 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

（適用期日）

- 1 この要綱は、令和５年度の補助金から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和６年度の補助金から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和７年度の補助金から適用する。